

佐世保市行財政改革推進会議 [行財政改革推進計画策定部会] における意見と対応案
 【第6次佐世保市行財政改革推進計画(後期プラン原案)関連】

資料5

原案ページ	原案項目	委員意見	市対応(案)	原案への反映		主管部署
				反映前	反映後	
P14	視点3 公民連携の推進	<p>公と民の対比について、官と民の区分と公と私の区分は別であり、ここでは官民の方がわかりやすいと思われる。</p> <p>また、公の課題に取り組む場合、官である市の取組み、民の取組み(民と民の協働含む)又は官民の取組みがあり、その点の説明を補足することも必要ではないか。</p>	<p>「公民」の表現については、公共サービスの担い手である「民」とそれ以外の「民」の協働による取組みを意識して、「公民」の表現を使用しましたが、国等のPPP(Public-Private Partnership)の考え方においても「公民連携」、「官民連携」の両方の表現があり、また本市の他計画等においても「官民連携」の表現を使用していること、また一般的にわかりやすい表現とする意図から、ご意見を踏まえ、「公民」を「官民」へ修正するとともに、「官民連携」の取組みについて、補足説明を追記します。</p>	<p>視点3 公民連携の推進</p> <p>地方分権が進む中、地域が抱える諸問題への対応を図るために、公民の役割分担を整理しながら、市民や企業、NPO法人、自治組織などの多様な主体が公共サービスの担い手として活動できる環境づくりに取り組むとともに、市政情報のわかりやすい開示により、まちづくりの方向性を共有し、市政への参画と協働を推進することで公民連携を推進します。</p> <p>また行政の取組みについては、公共サービス水準の維持向上やコスト削減等の行政運営の効率化を図ることが可能である場合、民間の資金やノウハウ等を活用する手法(民間委託、指定管理者制度、PFI等)や広域連携制度の活用を図ります。</p>	<p>視点3 官民連携の推進</p> <p>地方分権が進む中、地域が抱える諸問題への対応を図るために、官民の役割分担を整理しながら、市民や企業、NPO法人、自治組織などの多様な主体が公共サービスの担い手として活動できる環境づくりに取り組むとともに、市政情報のわかりやすい開示により、まちづくりの方向性を共有し、市政への参画と民間又は民間どうしが共にパートナーとして公共サービスを提供する官民連携を推進します。</p> <p>また行政の取組みについては、公共サービス水準の維持向上やコスト削減等の行政運営の効率化を図ることが可能である場合、民間の資金やノウハウ等を活用する手法(民間委託、指定管理者制度、PFI等)や広域連携制度の活用を図ります。</p>	行財政改革推進局
P19	(1)① 行政評価等の手法の積極的活用	<p>行政評価については、n年度事業の行政評価(中間評価)をn+1年度の予算へ反映させる仕組みについて検討を行うことも必要である。</p>	<p>行政評価の見直しについては、P19に記載のとおり、行政評価システム全般の見直しをすることとしています。</p> <p>ご意見にある当年度中間評価と、これに連なる予算編成を一体化する考え方については、既に見直しに着手し、具体的作業要領を検討中です。</p> <p>一方、この結果、従来の決算評価の在り方に影響が出てくることとなり、議会との関係の中で整理されている政策評価シートの議会での取り扱い、予算・決算の委員会資料の形式、及び説明・審査要領等が修正されることとなります。</p> <p>また行政評価は総合計画において設定する成果目標に基づき実施するもので、総合計画と一体不可分であるということから、議会との調整及び総合計画の変更と合わせて、システムを見直す必要があります。</p> <p>現在、総合計画改定に係る特別委員会が議会に設置されていることを鑑みると、ここでの調整を経ない段階で、後期プランに記載することは難しい状況です。</p> <p>既に、議会に対して当該見直しを実施することに関するアナウンスも行っており、総合計画の一部として行政評価の見直しを実施することは既定路線となっていることから、後期プランへの具体的書き込みはなくとも同様の果実は得られるものと考えています。</p>	—	—	企画部 政策経営課

原案ページ	原案項目	委員意見	市対応(案)	原案への反映		主管部署
				反映前	反映後	
P20	(2)① 民間委託等の推進)	「行政業務の市場開放の推進」について、今後可能性のある領域を具体的に明記できれば、わかりやすい表現になるものと思われる。	ご意見の内容については、今後策定を検討しております。「行動計画(仮称)」において、表現方法を含め調整したいと考えています。	—	—	行財政改革推進局
P21	(3)① 行政サービスの情報化	IoTを活用した業務効率化を図ること、またIoTを使える職員の人材育成も必要である。	IoT(モノのインターネット～ Internet of Things)や人工知能(AI)等の先進的な情報通信技術は、日常生活、ビジネス、働き手に求められるスキルや働き方に至るまで、社会全体を大きく変革させるとも言われており、将来的には行政の業務改革や業務改善にも資するものと考えています。 しかしながら、現状では情報収集や研究をしているという段階であり、具体的に後期プランへ記載できるレベルまで熟度が達していないことから記載は控えることとしたいと考えます。	—	—	総務部 情報政策課
P25	(2)① 行財政規模に応じた適正な定員管理	定員管理目標について、佐世保市の人口規模に見合った目標となっているのか。また、税収増等を目的として、繁忙となる部署の職員を増やすといった改革も必要ではないか。	定員管理の目標については、同規模中核市との比較において、人口1万人当たりの職員数の平均値をもとに、本市人口規模に置き換えた職員数を目標値として設定することで、類似団体における標準をを目指すこととして設定しています。 また政策課題への対応等により、一定の効果が見込まれる場合は、P24(1)①「組織・機構の見直し」に記載のとおり、随時見直しを行うこととしています。	—	—	行財政改革推進局
P25	(2)① 行財政規模に応じた適正な定員管理	ワークライフバランスの視点を取り入れるかどうか。行財政改革の視点では時間外の縮減や正規職員と非正規職員の関係につながるものであり、また大きな視点では働き方改革につながるものであると思われる。	ワークライフバランスや働き方改革の視点については、P26「(4)人材の活性化」において、公務能率の向上の一つとして盛り込むことも可能であるとは考えますが、行革にどのように寄与したかという効果測定が難しい面もございます。 ご意見の考え方としては、適正な定員管理や職員の適正配置の前提となるものであり、計画への書き込みは行わないこととしたいと考えています。 なお、行革の視点としては、P25「諸手当等の適正化」において、ワークライフバランスについての記載を行っています。	—	—	総務部 職員課

原案ページ	原案項目	委員意見	市対応(案)	原案への反映		主管部署
				反映前	反映後	
P26	(4)① 職員の適正配置	職員のモチベーションを高める仕組みとして、年齢に係らず昇級試験が受けられたり、人事異動の柔軟な運用として、例えば自分がやりたい仕事や職場に積極的に関与できる仕組みをつくるなど、職員の意識を変えるためのプラスαが必要であると思われる。	ご意見の部分については、原案に記載をしております自己申告制度において、職員から異動についての希望を聞き、人事異動の参考資料として活用しています。 上記以外の取組みとして、例えば庁内公募制が考えられますが、現時点では具体的な取組みを想定していません。 しかしながら、原案では、職員の自主性や主体性という部分での書き込みが若干弱いと考えられますので、ご意見を踏まえ、取組内容に文言を追記します。	(4)人材の活性化 ①職員の適正配置 [取組内容] 従来の取り組みにおいて継続すべき取り組みを活かしつつ、人事評価制度を活用した人事配置並びに昇任・昇格を行う人事制度を確立し、安定的な運用につなげることで組織の活性化と組織マネジメントの向上を図ります。	(4)人材の活性化 ①職員の適正配置 [取組内容] 従来の取り組みにおいて継続すべき取り組みを活かしつつ、人事評価制度を活用した人事配置並びに昇任・昇格を行う人事制度を確立し、安定的な運用につなげることで組織の活性化と組織マネジメントの向上を図ります。 <u>人事配置については、人事評価を基本としつつ、職員本人の希望を取り入れることで、職員の意欲の向上と公務能率の向上を図ります。</u>	総務部 職員課
P26	(4)② 幅広い人材の活用	優秀な人材を確保するといった視点を入れることも必要である。試験や採用方法の見直し、採用時期を含めた検討をしてはどうか。	現在の書き込みは受験資格についてのみ言及しているため、ご意見のように、試験方法の多様化についても書き込みを行うよう修正します。	(4)人材の活性化 ②幅広い人材の活用 [取組内容] <u>民間経験者やUターン対象者などの受験資格についての検討・実施により、多様な人材を確保します。</u>	(4)人材の活性化 ②幅広い人材の活用 [取組内容] <u>多様な人材の確保のため、民間経験者、Uターン希望者などの募集要件の多様化や、試験方法の見直しを進めます。</u>	総務部 職員課
P26	(4)③ 人材の育成	市役所職員の接遇はよいイメージがあるが、第三者が実施している秘書検定やサービス接遇研修などの資格取得を行うことで、さらに対外的にもアピールできるのではないかと。	検定で能力向上を客観的に証明することについては、職員の意欲、市民へのPR両面から有意義だと考えます。 一方で、具体的にどのような資格や検定が、どの職場にふさわしいのかなど、研修体系の見直しを進めていく中で見出していく必要があることから、今回の計画への書き込みは行わないこととしたいと考えています。	—	—	総務部 職員課

原案ページ	原案項目	委員意見	市対応(案)	原案への反映		主管部署
				反映前	反映後	
P28	III パートナーシップの構築	パートナーシップの構築は重要であるが、なぜ行う必要があるのかといった課題認識が必要である。地域包括ケアシステムなどにより、社会保障費の抑制につながるといったものが根底にある。地域の中で住みやすい環境をつくることが、ひいては社会保障費の削減につながるといった視点を持つことも必要ではないか。	ご意見を踏まえ、P28の「課題等」に文言を追記します。	III パートナーシップの構築 [課題等] ○市民ニーズの多様化や地方創生などへの対応を図るため、市民と行政が役割を分担しながら、両者がパートナーとしてまちづくりを進めていくことが求められています。	III パートナーシップの構築 [課題等] ○市民ニーズの多様化や地方創生などへの対応を図るため、市民と行政が役割を分担しながら、両者がパートナーとしてまちづくりを進めていくことが求められています。 ○特に、 <u>人口減少や高齢化の更なる進展による社会保障費の増大に伴い、これまで地域に対して実施していた様々な行政サービスの提供が時代を追って困難になっていくことも想定され、このような課題解消に向けた取組みを進めていく必要があります。</u>	市民生活部 コミュニティ・協働推進課
—	—	《その他》 契約発注方式や契約方法(随意契約等)の見直しについても考慮する必要があるのではないか。	現在、佐世保市においては、地方自治法等に基づき、地元経済の活性化及び限られた財源での効率的な発注を目的とし、公平性、競争性及び透明性を念頭に競争入札及び見積り合わせにより発注を行っています。 また、契約は競争に基づくものとし、随意契約については、地方自治法施行令の規定を根拠とするもの以外は行わないこととするともに、見積り合わせを行っています。 これらの趣旨に則った契約であるかのチェックは、期間を定めず随時行っており、現時点では改めて後期プランへ掲載を行うことは想定していません。 【参考:主な発注方式等】 《共通事項》 佐世保市登録業者の市内業者を原則として指名 ●建設工事・建設コンサルタント業務 →設計価格が130万円超の場合は電子入札を実施 →設計価格が130万円未満の場合は随意契約(見積り合わせ)を実施 ●業務委託 →予定価格が50万円超の場合は期間入札(提出期限を定め窓口で入札書を受領する手法)等を実施 →予定価格が50万円未満の場合は随意契約(見積り合わせ)を実施	—	—	契約監理室 契約課